

平成31年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書（平均勤続年数計算書） **【見本】**

サンプル保育園

定 員	60	地 域 区 分	16/100地域	開 設 年 月 日	2015年4月1日
氏 名	職 種	ア 現施設勤続年数	イ その他施設勤続年数	ウ 合計 ア+イ	その職種の資格取得 年 月 日
1 園長 サンプル	園長	2年1月	10年0月	12年1月	
2 保育士 サンプル5	保育士	2年1月	7年0月	9年1月	1990年3月31日
3 保育士 サンプル1	保育士	2年1月	5年0月	7年1月	1990年3月31日
4 主任保育士 サンプル	主任保育士	1年1月	5年0月	6年1月	1990年3月31日
5 市長が認める者 サンプル1	市長が認める者	0年10月	5年0月	5年10月	
6 保育士 サンプル4	保育士	2年1月	2年0月	4年1月	1990年3月31日
7 保育補助 サンプル1	保育士(手続中)	2年1月	1年0月	3年1月	1990年3月31日
8 看護師 サンプル1	看護師	2年1月	0年0月	2年1月	1990年3月31日
<p>【平均勤続年数計算書 記入上の注意】</p> <p>◎本計算書には、4月1日時点で1日6時間以上かつ月20日以上、当施設で勤務している全ての職員（常勤職員のほか、非常勤、派遣、委託、産休中（有給・無給を問わず）、育休中職員を含む。ただし、病休無給の者は除く）が出力されます。</p> <p>◎氏名は、合計勤続年数の長い順に出力されます。</p> <p>◎職種には、役職ではなく、保育士、看護師、保育補助、栄養士、調理員、事務員、用務員など職の種別が出力されます。ただし園長は、園長というように出力されます。</p> <p>◎現施設勤続年数は、開設の年は0年0月ですが、2年次目以降は、1年1月、2年1月、3年1月というように積算されます。</p> <p>◎勤続年数は、勤務期間・施設ごとに月単位でカウントし、勤務期間が1月以上の場合の1月未満の端数は1月に切り上げとなります（例：0月10日→0月、1月10日→2月）。</p> <p>◎申請書が複数枚にわたる場合には、最後の用紙に総合計人数（A）、総合計勤続年数（B）、1人当たり平均勤続年数（C）が出力されます。その前の用紙は空欄となっています。</p> <p>◎その他施設勤続年数の算定対象となる施設・事業は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業 ・幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の事業所（なお、これらの施設に移行した施設においては、移行前の認可外保育施設の期間も算定対象に含む） ・学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校） ・社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、生活保護の受給者を対象とした救護・更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設、授産施設等） ・児童福祉法第12条の4に定める施設（児童相談所内の一時保護施設） ・地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設（川崎認定保育園、おなかもやま保育室、東京都認証保育所、横浜保育室等） ・認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（企業主導型保育施設を含む。） ・認可外保育施設のうち、幼稚園に併設された施設 ・《保健師、看護師、准看護師のみ》医療法に定める施設（病院、診療所、介護老人保健施設、助産所） 					
合 計	A 16 人			B 67年11月	
職員1人 当たり平均 勤続年数	(算式) $B \div A = C$ (6月以上の端数は切り上げ)			C	4 年

- 注) 1 職員1人当たり平均勤続年数のC欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、各年度4月1日現在により算定すること。
- 3 1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員は含めないものとする。